



神奈川県 福祉職採用案内

福祉の仕事って
気になりませんか？



神奈川県では、福祉職の配属先が県内各地に複数あります。施設や児童相談所、福祉事務所等で先輩福祉職と一緒に神奈川県福祉職の仕事に就いてみませんか。

point 1

県内各地で働けます！



1 神奈川県庁

福祉職には福祉子どもみらい局などの配置所属があり、当事者目線に立った共生社会の推進や子ども、高齢者、障がい者、生活保護などに関連する施策の企画や立案などを行っています。

3 児童相談所

神奈川県内には6か所の児童相談所(中央・平塚・鎌倉三浦地域・小田原・厚木・大和・綾瀬地域)があります。児童虐待への対応や一時保護を行うほか、障がい児の支援や心理判定など、児童に関する支援を行っています。



8 総合療育相談センター

子どもの心身の健全な発達や、障がい者の障がいの軽減と自立支援などを行っています。



9 児童福祉施設 子ども自立生活支援センター

新生児から概ね2歳までの乳幼児を預かる乳児院、知的障がいである子どもが入所する障がい児入所施設、情緒障がいや発達障がい等である子どもが入所する児童心理治療施設の3つが一体となった神奈川県では初めての施設です。障がいや年齢に応じた生活支援や心理ケアなどの切れ目ない支援を行っています。



2 保健福祉事務所 (HWC)

神奈川県内には4つの本所(平塚・鎌倉・小田原・厚木)、4つのセンター(秦野・三崎・足柄上・大和)、1つの支所(茅ヶ崎)があります。生活保護や精神保健福祉のケースワークを行うほか、他機関等と連携して地域福祉の推進を図っています。



7 精神保健福祉センター

精神保健に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談指導などを行っています。



5 障害者支援施設 中井やまゆり園

知的障がい者が入所する施設で、生活の支援などを行っています。また、発達障がい者への総合的な支援を行っています。[神奈川県発達障害支援センター(かながわA)]



6 児童福祉施設 おおいそ学園

不良行為やそのおそれがあり、生活指導等を要する児童が入所している施設で、生活の支援などを行っています。



4 障害者支援施設 さがみ緑風園

重度身体障がい者(主に肢体不自由)が入所している施設で、介護や治療などの支援を行っています。



神奈川県内各地で活躍しています！



point 2
福祉の
プロへ!

興味ある仕事の プロフェッショナルを目指そう!

採用から10年程度をジョブローテーション期間と位置付け、可能な範囲で複数の異なる分野の業務を経験することで、福祉職として幅広い知識や技能、経験を獲得し、福祉のプロフェッショナルとして活躍することができます。

神奈川県福祉職は、

施設系 **ソーシャルワーカー系** **心理系** **行政系** の
4つの専門業務分野があります。

施設系分野

児童福祉施設、障害者支援施設及び児童相談所一時保護所等における生活支援や自立支援

ソーシャルワーカー系分野

保健福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター等の相談機関における相談支援

児童
障がい
高齢
地域

心理系分野

児童相談所、施設におけるアセスメントや心理療法、支援者へのコンサルテーション等

行政系分野

福祉施策の企画立案
事業者指導
指導監査等



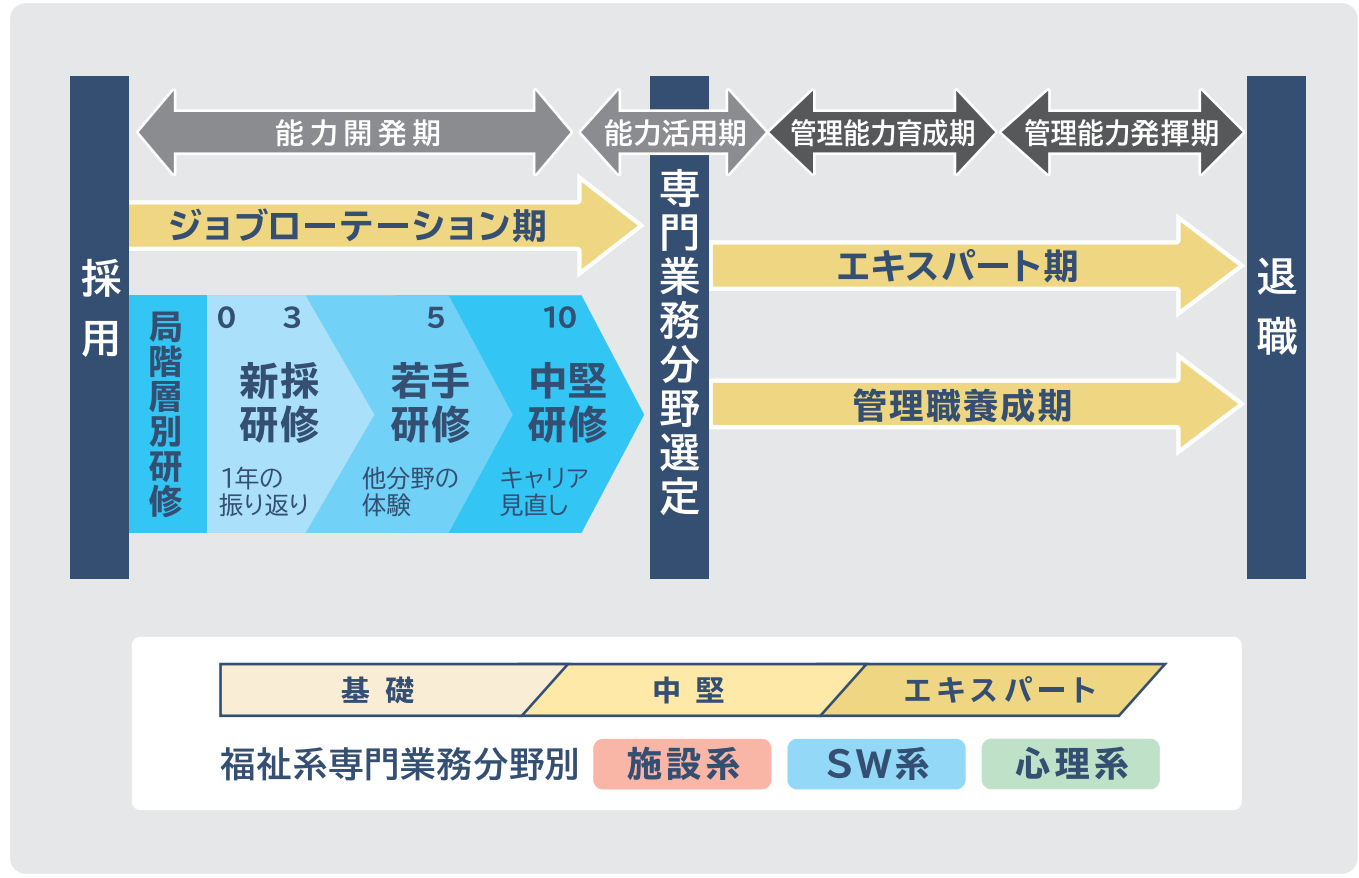
ジョブローテーション期間に複数の分野を経験し、これ以降は、**専門分野を自分で選択**でき、選択した専門分野を軸として、**幅広い視野を持った「福祉のプロ」**として**専門性**を最大限発揮していきます。

point 3
成長は止まらない

多種多様な研修制度

福祉専門職としての技術力向上と継続的な育成

継続的な研修体系のもとで福祉職としての資質向上を図るとともに、行政の枠を飛び越えて、研究機関や民間福祉事業所と協力、連携しながら常に成長できる福祉職となることを支援します。



福祉専門職としての技術力向上と継続的な育成

福祉行政のプロフェッショナルとして、幅広い知識や技能、経験を基礎として、持てる力を最大限に発揮し、県民満足度の高い行政サービスの実現を可能とします。

福祉職に求められる多様な知識・技術の獲得が可能

社会福祉分野における複雑困難化する課題に対応するため、当事者目線に立った、福祉行政を推進できる人材を育成します。研究機関や民間福祉事業所と協力、連携することで、新たな知識や技術を獲得することは、福祉職として大きな自信と魅力的なキャリア形成に繋がっています。

先輩職員からの メッセージ

中井やまゆり園は知的な障害がある方が暮らす施設です。入所施設の寮職員としての具体的な業務は、食事・仕事・余暇活動・排泄・入浴など、日々の暮らしへのサポートが大半を占めます。一つひとつは小さなことかもしれませんが、職員の持つ“心構え”が全く違う未来をもたらす、大きなやりがいと責任を伴う仕事です。“利用者さん一人ひとりの豊かな暮らしを一緒につくる”私はこの想いを胸に目の前の利用者さんに向き合い続けています。



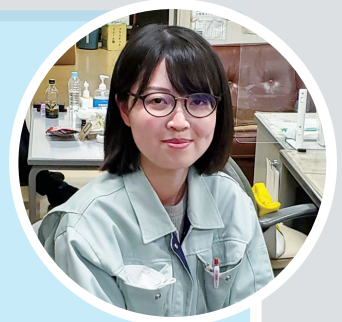
中井やまゆり園
岩本 雄次 主事

鎌倉三浦地域
児童相談所
佐藤 美月 主事

児童相談所の心理司として、検査や面接を通して心理学の視点からお子さんやご家族を理解し、どうしたらお子さんが安全・安心にその子らしく過ごせるかを、お子さん含む周囲の方々と考え支援していきます。何がお子さんのためになるか悩むことも多々ありますが、お子さんの笑顔や温かい職場の方々に支えられて働いています。お子さんやご家族を取り巻く社会の一員として、皆さんと一緒に働けると嬉しいです。



精神保健福祉センターの救急情報課では、精神保健福祉法に基づき警察等から申請や通報及び届出を受けて、調査を行い、必要に応じて精神保健指定医の診察を調整しています。対象者やその家族、関係機関の方から話を聞く中で、自身の判断が最善なのか悩む場面が多々あります。ですが、その度、上司だけではなく職場の全員が真摯に話を聞き、協議してくれるので、とても心強いです。



精神保健福祉センター
畑 美咲 主事

大和綾瀬地域
児童相談所
川崎 幹由 主事

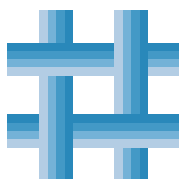
児童福祉司として主に児童虐待に関する相談業務を行っています。地域や施設・里親宅で、子どもが安心して生活できるような支援を、多職種と連携して行う仕事です。子どもの安心した生活につながるよう、家族の強みや工夫を一緒に考えていくなかで、大変なこともありますが、笑顔がみられたときにはやりがいを感じています。



生活援護課では、実際に生活保護業務を担う県内の福祉事務所に対し、監査の実施や会議の開催、研修等を企画し、生活保護業務がより適切に実施されるよう指導・助言を行っています。そのことが、保護を必要とする方々への寄り添った支援に繋がると思っており、その過程に携わることとはとても意義のある業務だと感じています。



生活援護課
星野 恵 主事



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

問合せ先：神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話：(045)210-3615 FAX：(045)210-8831